



鳥取県公報

令和元年5月10日（金）
第9100号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	土地改良区の定款の変更の認可（4）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・ 2
	土地改良区の清算人の退任（5）（東部農林事務所）・・・・・・・・・・ 2
	物品売払代金の徴収事務の委託（6）（園芸試験場）・・・・・・・・・・ 2
	物品売払代金の徴収事務の委託（7）（中小家畜試験場）・・・・・・・・・・ 2
	土地改良区の役員の就退任（8）（中部総合事務所農林局）・・・・・・・・ 3
	土地改良区の役員の退任（9）（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・ 4
◇ 公 告	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（警察本部生活環境課）・・・・ 4

告 示

鳥取県告示第4号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大栄町土地改良区の定款の変更を平成31年4月23日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和元年5月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第5号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定に基づき、次のとおり清算法人千代水土地改良区から清算人が退任した旨の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により告示する。

令和元年5月10日

鳥取県東部農林事務所長 宮 田 邦 夫

退任した清算人の氏名及び住所

中 島 建	鳥取市南隈65
山 本 憲 一	鳥取市秋里811
川 上 博 永	鳥取市安長356-1
木 村 英 明	鳥取市徳吉121
川 上 英 一	鳥取市安長356
西 村 祐 司	鳥取市安長566
山 形 茂	鳥取市秋里800
田 口 英 行	鳥取市田島545-2
奥 田 寿 一	鳥取市西品治641
米 田 豊	鳥取市南隈57-1
宮 本 順 一	鳥取市晩稲224
宮 本 計 温	鳥取市徳尾26

平成30年3月30日退任

鳥取県告示第6号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、園芸試験場における生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年5月10日

鳥取県園芸試験場長 吉 田 亮

1 委託の相手

地方卸売市場倉吉青果株式会社
地方卸売市場倉吉花き市場株式会社
地方卸売市場東亜青果株式会社境港青果市場
鳥取いなば農業協同組合
鳥取中央農業協同組合
鳥取西部農業協同組合

2 委託期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

鳥取県告示第7号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、中小家畜試験場における生産品の物
品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年5月10日

鳥取県中小家畜試験場長 福 田 孝 彦

1 委託の相手

J A全農ミートフーズ株式会社西日本営業本部

2 委託期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

鳥取県告示第8号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり大栄町土地改良区から役員が退
任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和元年5月10日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

退任した役員の氏名及び住所

理 事	井 中 信 一	東伯郡北栄町六尾324
	〃 米 田 英 一	東伯郡北栄町妻波1211
	〃 横 山 浩 一	東伯郡北栄町下種507-4
	〃 河 本 俊 明	東伯郡北栄町大谷258-1
	〃 塚 本 徳 昭	東伯郡北栄町大谷1371
	〃 中 西 博 之	東伯郡北栄町大谷1441
	〃 山 下 義 人	東伯郡北栄町大谷1500
	〃 三 谷 健 一	東伯郡北栄町妻波1380-133
	〃 杉 川 範 慶	東伯郡北栄町由良宿1829
	〃 遠 藤 忠 充	東伯郡北栄町由良宿1856
	〃 山 本 恒 志	東伯郡北栄町由良宿142
	〃 盛 山 桂 一	東伯郡琴浦町大字槻下783
	〃 大 西 明 和	東伯郡北栄町大島756-5
	〃 福 田 泰 宏	東伯郡北栄町西穂波127
	〃 木 山 専 太 郎	東伯郡北栄町瀬戸928-2
	〃 宮 本 卓 行	東伯郡北栄町亀谷644
	〃 伊 藤 栄 寿	東伯郡北栄町亀谷432
	〃 田 中 達 弥	東伯郡北栄町妻波1396-5
	〃 日 置 康 徳	東伯郡北栄町妻波1782-1
	〃 倉 光 顕	東伯郡北栄町上種275
	〃 福 田 徹 志	東伯郡北栄町下種452-1
	〃 徳 山 隆 敏	東伯郡北栄町岩坪180
	〃 中 井 喜 光	東伯郡北栄町西高尾847-83
	〃 長 谷 川 久	東伯郡北栄町西高尾489
	〃 横 山 弘 一	東伯郡琴浦町大字法万365
	〃 村 岡 東 樹	東伯郡北栄町東高尾439
監 事	稲 村 勝 男	東伯郡北栄町六尾502
	〃 河 本 浩 三	東伯郡北栄町妻波1880-3
	〃 生 橋 巧	東伯郡北栄町亀谷1066-13

平成31年4月6日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	井 中 信 一	東伯郡北栄町六尾324
	〃 米 田 英 一	東伯郡北栄町妻波1211
	〃 横 山 浩 一	東伯郡北栄町下種507-4
	〃 河 本 俊 明	東伯郡北栄町大谷258-1
	〃 山 脇 茂 則	東伯郡北栄町大谷813-6
	〃 梅 津 作	東伯郡北栄町大谷787-2
	〃 山 下 義 人	東伯郡北栄町大谷1500
	〃 三 谷 健 一	東伯郡北栄町妻波1380-133
	〃 福 島 康 博	東伯郡北栄町由良宿1105
	〃 井 川 敦 雄	東伯郡北栄町由良宿1233-3
	〃 山 本 辰 雄	東伯郡北栄町由良宿656-2
	〃 盛 山 桂 一	東伯郡琴浦町大字槻下783
	〃 大 西 明 和	東伯郡北栄町大島756-5
	〃 田 中 昭 光	東伯郡北栄町西穂波117
	〃 木 山 専太郎	東伯郡北栄町瀬戸928-2
	〃 宮 本 卓 行	東伯郡北栄町亀谷644
	〃 伊 藤 栄 寿	東伯郡北栄町亀谷432
	〃 浜 本 喜 幸	東伯郡北栄町妻波1401-4
	〃 日 置 康 徳	東伯郡北栄町妻波1782-1
	〃 谷 崎 春 治	東伯郡北栄町上種263-2
	〃 福 田 徹 志	東伯郡北栄町下種452-1
	〃 徳 山 隆 敏	東伯郡北栄町岩坪180
	〃 家 森 政 男	東伯郡北栄町西高尾847-424
	〃 長谷川 久	東伯郡北栄町西高尾489
	〃 横 山 弘 一	東伯郡琴浦町大字法万365
	〃 大 口 豊	東伯郡北栄町東高尾484-3
監 事	稲 村 勝 男	東伯郡北栄町六尾502
	〃 生 橋 巧	東伯郡北栄町亀谷1066-13
	〃 三 谷 和 重	東伯郡北栄町妻波1882-3

平成31年4月7日就任 任期4年

鳥取県告示第9号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり箕蚊屋土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和元年5月10日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

退任した役員の氏名及び住所

理 事 富 田 喜 正 西伯郡日吉津村大字日吉津601

平成31年4月8日退任

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操

作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和元年5月10日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和元年6月2日 午前9時から午前 11時20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6人
令和元年6月10日 午後1時から午後 4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	5人
令和元年6月24日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和元年6月4日 午前10時から午後 2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃 等射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	6人
令和元年6月11日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和元年6月18日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和元年6月25日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和元年6月25日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレー射撃場	〃	〃	3人

3 講習科目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

(1) 技能講習に対応した銃砲及び実包

(2) 猟銃・空気銃所持許可証

(3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。